

「令和 8 年度関西広域応援訓練等実施支援業務」委託 公募型企画提案競技実施要領

（目的）

第 1 条 この要領は、関西広域連合が実施する「令和 8 年度関西広域応援訓練等実施支援業務」（以下、「本業務」という。）を委託するにあたり、契約業者の専門的な知識や技術を要し、独創性、創造性、企画力が訓練の出来に大きく影響することから、業者の選定に際して、公募型企画提案競技（プロポーザル方式）を採用する。

（本業務の内容）

第 2 条 本業務の内容は、別に定める仕様書のとおりとする。

（受託候補者選定委員会の設置）

第 3 条 企画提案競技により受託者を評価・選定するため、別に定める設置要綱により、令和 8 年度関西広域応援訓練等実施支援業務に係る受託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の設置・運営に関し、必要な事項は別に定める。

（業者の決定）

第 4 条 委員会は、企画提案競技参加者の提出する提案書及びプレゼンテーションによる提案を、「令和 8 年度関西広域応援訓練等実施支援業務委託評価基準」に基づき評価し、最も高い評価を得た者を受託候補者とする。

2 委員会の結果を踏まえて、関西広域連合広域防災局が受託候補者と契約締結に向けて協議を行い、本業務委託契約を締結する。

なお、受託候補者との契約締結に向けた協議が不調となった場合は、受託候補者の次に評価の高かった者を次候補者とし、契約締結に向けた協議を行う。

（事務局）

第 5 条 この要領に関する事務は、関西広域連合広域防災局において処理する。

（補則）

第 6 条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和 8 年 7 月 8 日から施行する。

（この要領の失効）

2 この要領は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。